

令和6年10月16日

令和6年9月能登半島大雨災害義援金の受付について

令和6年9月の能登半島大雨災害により被災された方々を支援するため、日本赤十字社において義援金の受付が開始されました。皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。
なお、義援金受入口座は下記のとおりです。

1 義援金受入口座（日本赤十字社が開設）

- (1) 義援金名 令和6年9月能登半島大雨災害義援金
- (2) 受付期間 令和6年9月25日（水）～令和7年3月31日（月）
- (3) 義援金受入口座

①ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関名	ゆうちょ銀行
口座記号番号	00190-8-364938
口座加入者名	日赤令和6年9月能登半島大雨災害義援金

※窓口での振り込みの場合は、振込手数料が免除されます。

（ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります。）

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、「日赤 R6.9 能登大雨義援金」でも取扱可能です。

※ゆうちょ銀行の振込用紙の半券が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

②都市銀行

三井住友銀行	すずらん支店	普通	2787511
三菱UFJ銀行	やまびこ支店	普通	2105501
みずほ銀行	クヌギ支店	普通	0620685

※口座名義はいずれも「日本赤十字社（ニホンセキジュウジシャ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※銀行振込の際の利用明細書が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

③石川県支部専用口座

北國銀行	県庁支店	普通	30420
------	------	----	-------

※口座名義は「日本赤十字社石川県支部支部長 馳 浩（ハセ ヒロシ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※銀行振込の際の利用明細書が、受領証の代わりとして、税制上の措置が受けられます。

※受領証発行をご希望される場合は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20240925/>